

第12回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議

令和3年1月20日

西宮市・芦屋市

# 1 検討会議のこれまでの開催状況

開催年月日 (開催場所)	会 議 名	主な議題等/主な確認事項
平成29年 4月27日 (西宮市)	第1回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西宮市と芦屋市のごみ処理の現状と広域化の背景について</li> <li>• 検討会議での協議項目及び今後の進め方について 等</li> </ul>
平成29年 6月 6日 (芦屋市)	第2回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 協議項目の検討について</li> <li>• 今後の進め方について 等</li> </ul>
平成29年 7月26日 (西宮市)	第3回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境負荷低減（メリット）について</li> <li>• 広域化による懸念事項（デメリット）について</li> <li>• 広域処理組織について ⇒地方自治法上の「事務の委託」で検討を進める。</li> <li>• 費用負担について 等</li> </ul>
平成29年10月26日 (芦屋市)	第4回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前回指摘事項（設置場所等）について ⇒西宮市側に設置することで検討を進める。</li> <li>• 広域化の費用対効果について</li> <li>• 費用負担について 等</li> </ul>
平成29年11月22日 (西宮市)	第5回 検討会議	中間まとめについて
平成30年11月28日 (西宮市)	第6回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告事項（これまでの協議の経緯、協議の状況等）</li> <li>• 協議事項（協議にあたっての両市の認識、今後の論点等）</li> </ul>

開催年月日 (開催場所)	会 議 名	主な議題等/主な確認事項
平成30年12月27日 (西宮市)	第 7回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 焼却施設と破砕選別施設の事業費及び効果額等について</li> <li>• 中継施設等について ⇒焼却施設に係る中継施設等は、今回の広域化の検討対象としない。</li> <li>• 焼却施設と破砕選別施設の広域化の検証 等</li> </ul>
平成31年 2月 1日 (西宮市)	第 8回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 破砕選別施設の広域化の取扱いについて ⇒破砕選別施設については、今回の広域化の協議の対象外とする。</li> <li>• 焼却施設の費用負担について 等</li> </ul>
令和 2年 4月10日 (芦屋市)	第 9回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告事項</li> <li>• 焼却施設に係る費用負担について 等</li> </ul>
令和 2年10月10日 (西宮市)	第10回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前回（第9回）の検討状況</li> <li>• 費用負担の考え方に対する市議会の意見</li> <li>• 検討その1 費用負担割合の検討事例</li> <li>• 広域化を想定した場合のスケジュール（案） 等</li> </ul>
令和 2年11月24日 (西宮市)	第11回 検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 焼却施設の費用負担について 等</li> </ul>

## 2 費用負担についての両市の確認事項

### (1) 基本的な考え方

(第8回検討会議資料より)

#### ① 費用負担の基本的な考え方

- 「両市が納得できる費用負担のあり方」の観点から  
    一定の公平感を確保する。
- 両市が共同でごみ処理を行う観点から  
    広域化のメリット（効果額）を「両市全体のもの」として捉える。

#### ② 基本的な考え方を踏まえた協議の方向性

- 効果額の均衡を図る。
- 効果額の活用を図る。



(具体的な協議事項)

- 効果額を均衡にする方法
- 効果額を活用する方法 など

## (2) 効果額の試算

(第8回検討会議資料より)

### ① 試算の前提

#### ア 焼却施設の処理能力 (単位: t / 日)

区分	処理能力
芦屋市単独	93
西宮市単独	268
広域処理施設	361

#### イ 試算の考え方

基本的に、下記のとおりとする。

- 施設建設費      処理能力割
- 施設運営費      ごみ排出量 (処理量) 割

※ただし、ごみ排出量の実績値がないため、施設運営費についても処理能力割を用いて試算するものとする。

## ② 試算額

下記のとおり、広域化のメリット（効果額）は、  
事業費で7,216,860千円、実質負担額で5,704,051千円  
小規模側（芦屋市）の方が大きくなることを確認できる。

単位：千円 上段：事業費、下段（実質負担額）

市	単独事業費	広域負担額	効果額
芦屋市	26,306,000 (18,959,001)	14,197,570 (9,561,267)	12,108,430 <b>(9,397,734)</b>
西宮市	45,805,000 (31,246,584)	40,913,430 (27,552,901)	4,891,570 <b>(3,693,683)</b>
合計	72,111,000 (50,205,585)	55,111,000 (37,114,168)	17,000,000 <b>(13,091,417)</b>



市	西宮市	芦屋市
効果額内訳	<b>37億円</b>	<b>93億円</b>

- 一人当たりの負担額
 

広域処理	西宮市115,599円	芦屋市 99,246円
単独整備	西宮市131,098円	芦屋市196,780円

### 3 費用負担についての両市の考え方

#### (1) 検討その1 (西宮市からの提案)

(第8回検討会議以降の提案整理)

##### ① 効果額の均衡

###### ア 考え方

- 単独整備と比較して、両市の削減効果率が同じになるような負担割合とする。  
(削減効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 6：4)
- 「均等割」の導入に替えて金額移行も可とする。

###### イ 方法

- 施設建設費 … 処理能力割に均等割を併用する
- 施設運営費 … 全量ごみ量割を基本とする

###### ウ 課題

- 施設建設費の負担の公平性、広域施設を設置し、委託市のごみ処理の引き受けに伴う環境負荷や受託市の処理責任等も考慮し、均等割率の検討が必要。
- 施設建設費の負担割合の調整（均等割の設定）のみで効果額の均衡化が図れない場合、例えば、施設運営費の負担割合の調整（均等割の併用）や、人口割（人口一人当たりの費用負担額の調整）の併用などの検討も必要。

## ② 効果額の活用

- 基本的には、均衡化を図ることにより両市に配分される効果額は、それぞれでの活用を考えるべき。
- ただし、効果額は、広域化により得られるものであることを踏まえれば、広域化を契機に、両市が連携すべきごみ処理や、環境学習や環境課題等について、定期的に議論できるような仕組み（協議の場）を設ける。
- 将来、ごみ処理や環境課題等について連携して新しい取組（施策）を行う場合は、費用負担のあり方等を含め、あらためて協議を行う。

### 【具体例】

- 費用の負担割合（西宮市：芦屋市）

建設費 ⇒ 均等割（1:1）33%、処理能力割（3:1）67%

運営費 ⇒ 均等割（1:1）58%、処理量割（3:1）42%

市	西宮市	芦屋市
処理量割	37億	93億
均衡の手法	「均等割」を導入	金額の移行も可
効果額	80億	50億

- 効果

両市の削減効果率 建設費▲約18%、運営費▲約30%

両市で削減された費用（=両市の効果額）を新たな取組の財源とする。

- 一人当たりの負担額
 

広域処理	西宮市	97,138円	芦屋市	144,915円
単独整備	西宮市	131,098円	芦屋市	196,780円



## (2) 検討その2 (芦屋市からの提案)

(第8回検討会議以降の提案整理)

### ① 効果額の均衡

- 単独整備と比較して、両市の削減効果額が同じになるような負担割合とする。  
(削減効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 5：5)
- 処理能力量（ごみ処理量）割（西宮市：芦屋市 = 3：1）で負担割合を定める。
- 両市の削減効果額を同じにするため、28億円（両市の効果額の差57億円の1/2）を芦屋市から西宮市へ移動する。

市	西宮市	芦屋市
効果額内訳	37億円	93億円

芦屋市の効果額28億円を西宮市に移行すると共に効果額の活用を図る。

効果額を均衡にする

市	西宮市	芦屋市
効果額内訳	65億円	65億円

- 一人当たりの負担額
 

広域処理	西宮市103,625円	芦屋市128,869円
単独整備	西宮市131,098円	芦屋市196,780円

## ② 効果額の活用

市	西宮市		芦屋市	
内 容	37億円 【3】	28億円 【1】	43億円 【2】	22億円 【3】

### 【1】の内容

①活用：循環型社会形成の推進に資する環境の創造及び環境学習の促進など、地球環境問題にも通じる取り組みを行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与すると共に、ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。

②必要性：(1)近年のごみや環境を取り巻く社会情勢を鑑み、環境全般への取り組みが求められる。

(2) ごみ処理を引き受ける施設（広域処理施設）への配慮

③事業費：28億円

④実施方法：基金創設，協議体の設置等が考えられる。

### 【2】の内容

①活用：広域処理施設にごみを搬入するための中継施設等の設置と運営

②必要性：広域化を実現するための中継施設等の設置・運営費用の財源の捻出

③事業費：43億円

④実施方法：積替施設，その他プラ中間処理施設等の建設と運営

### 【3】経費の削減等

### (3) 両市の考え方の比較

具体案 (区分)	費用負担の考え方		左記の考え方に対する意見
	効果額の均衡を図る	効果額の活用を図る	
検討その1 (西宮市)	<p>■考え方 単独整備と比較して、《削減効果率》が同じになるような費用負担とする。 【効果額＝6：4】</p> <p>■方法 ・ごみ排出量（処理量）割に「均等割」を導入して負担割合を定める。 （導入率33%、58%） ・金額の移動も可とする。</p>	<p>■考え方 ・基本的に各市で活用を検討。 ・ただし、将来環境課題等について、両市が連携して新しい取組を行う場合は、費用負担等を改めて協議。</p> <p>■方法 環境課題や環境学習等について、定期的に議論する仕組み（協議の場）を設ける。</p>	<p>■事例で示されている均等割率の導入割合は、第3回検討会議で検討した他の広域処理団体の事例（最頻値：建設費で10%）からかけ離れたものであり、市民への説明が困難。</p> <p>■効果額（130億円）を分け合って終わるだけでは、両市で確認した費用負担の考え方（「効果額を両市全体のものとして捉える」）に反する。</p>
検討その2 (芦屋市)	<p>■考え方 単独整備と比較して、《削減効果額》が同じになるような費用負担とする。 【効果額＝5：5】</p> <p>■方法 ごみ排出量（処理量）割で負担割合を定めるとともに、削減効果額を同額にするため、28億円を芦屋市から西宮市へ移動。</p>	<p>■考え方 ・地球環境問題にも通じる取組を行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与する。 ・ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。 ・広域処理に必要な中継施設等の設置及び運営に活用。</p> <p>■方法 芦屋市から西宮市へ移動する28億円を事業費とし、基金の創設や、協議体の設置等が考えられる。</p>	<p>■芦屋市から西宮市に移動する金額（28億円）については、効果額を均等にするためのものであり、その活用方法は西宮市が決定すべき。（基金の創設や、協議体を設けて両市で活用を検討することは、効果額の均衡にはならない。）</p> <p>■広域化を契機に、両市の連携により新たな取組を行う際は、改めて協議を行い、両市が効果額の中から費用を負担し合って実施すべき。</p>

## 4 第11回検討会議終了時の状況

- 会長より

11月の期限を延長して、次回の会議で、最終として一定の方向性を整理



- 次回までの検討事項

- ①事務局：茨木市と摂津市の先行事例の調査

- ②両市：費用負担についての検討

- 未協議事項

- ③電力の取扱い

本日の検討項目

# 5 今回の検討資料

## (1) 先行事例の報告

### 茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約

茨木市（以下「甲」という。）及び摂津市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

#### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が循環型社会の形成に関する施策の推進において相互に役割を分担し、連携することにより、甲及び乙の区域における持続的な発展を図ることを目的とする。

#### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に定める取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

#### （連携する取組）

第3条 甲及び乙は、一般廃棄物の適正処理に関する取組について連携するものとする。

#### （役割分担）

第4条 前条に規定する取組に係る甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、その区域における一般廃棄物の適正な収集及び運搬並びに甲及び乙の区域において発生した廃棄物の適正な処分の確保に努める。
- (2) 乙は、その区域における一般廃棄物の適正な収集及び運搬並びに甲の廃棄物処理施設への適正な搬入及び乙が行うべき処分の確保に努める。

#### （事務執行等）

第5条 前条第1号の甲の役割において、乙の区域において発生した廃棄物の適正な処分に係る事務の執行は、法第252条の14第1項の規定による事務の委託によることとする。

2 前項に規定する処分の対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち、ごみに限るものとする。

#### （費用負担）

第6条 第4条第1号に規定する廃棄物の適正な処分の確保に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費は、各経費の100分の40を均等割、100分の60を人口割とし、甲及び乙がそれぞれの割合に応じて負担する。
- (2) 廃棄物の処分に要する経費は、各年度の経費の100分の33を均等割、

100分の67をごみ量割とし、甲及び乙がそれぞれの割合に応じて負担する。

(3) 周辺環境対策に要する経費は、前条第1項に規定する事務の開始の日から1年を経過する日までに生じたものは、甲及び乙による均等割とし、その後に発生したのものには、廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費における負担割合を適用する。

#### （協議）

第7条 甲及び乙は、それぞれが担う役割に基づき連携する取組に関しての連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この連携協約は、締結の日から効力を生ずるものとする。
- 2 第5条第1項に規定する事務の開始時期は、令和5年度当初を目途とする。

令和元年12月23日

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

茨木市長 福岡 洋



摂津市三島一丁目1番1号

摂津市

摂津市長 森山 一正



## (2) 本日の検討項目

①「効果額の均衡」をどのように考えるか。

- 西宮市：削減効果率を同じにする。(効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 6：4)
- 芦屋市：削減効果額を同じにする。(効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 5：5)

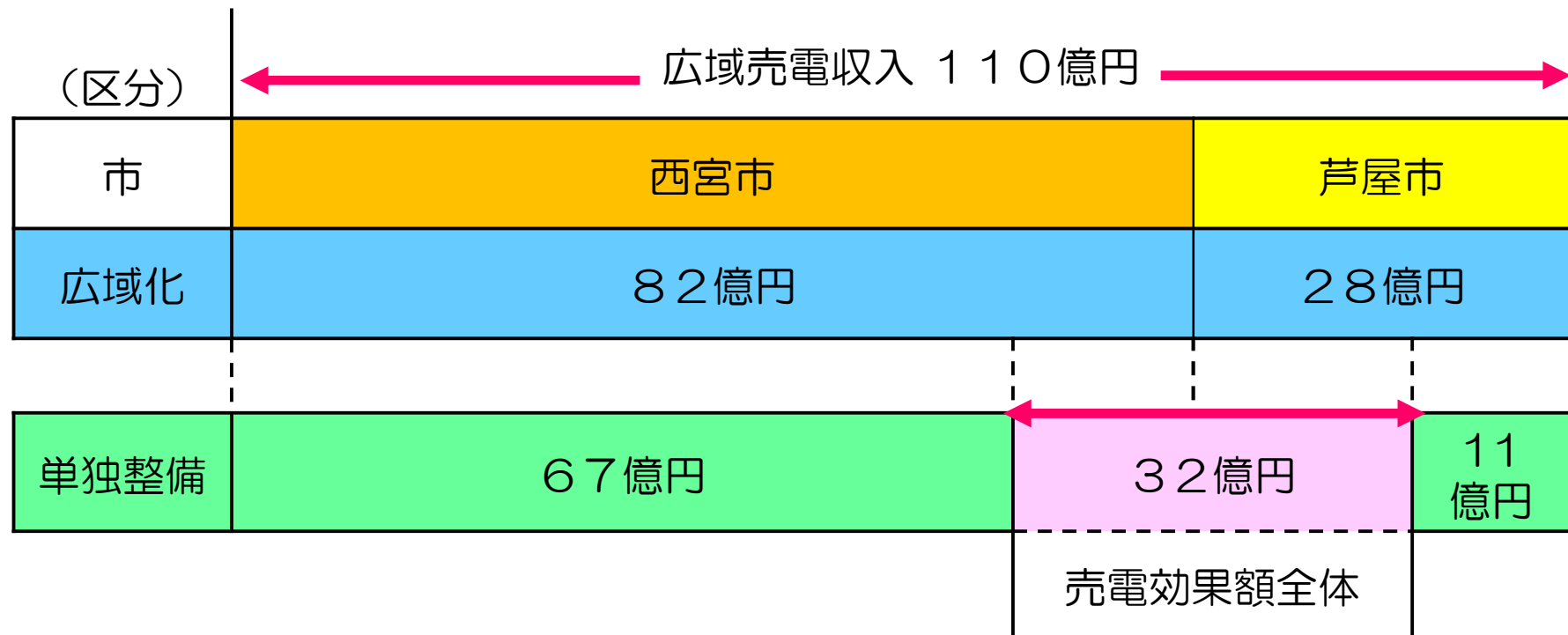
②「効果額の活用」をどのように考えるか。

- 西宮市：それぞれが活用する。ただし、環境課題や環境学習等について定期的に議論する仕組み（協議の場）を設ける。  
新たな取組を行う場合には、費用負担等を改めて協議する。  
(効果額のうちから両市が負担)
- 芦屋市：芦屋市から西宮市に移動する28億円について、両市で検討し、持続可能な社会構築の寄与、焼却施設の環境保全に活用する。  
芦屋市の効果額（65億円）の一部は、中継施設等の整備・運営に活用する。

③ 電力の取扱いをどのように考えるか。

(参考) 広域処理の売電収入 (20年間)

- ◆上段：ごみ排出量 (処理量) 割とした場合の両市の配分
- ◆下段：両市が単独で整備した場合の売電額



## 6 本日の検討結果